

今後の川崎市における公平な地方税制のあり方について

石田 康博

税制の公平という観点で税負担のあり方がよく議論される。現職の名古屋市長は公約で市民税を減税することを市民に約束し当選した。2009年6月議会に減税条例の提出を目指していたが減税額となる250億円の財源確保が難しく提案は見送られている。これから我々が住む基礎自治体の住民税においても、治める税金に格差が生じることにより、税の負担規模で住む場所を選ぶ理由の条件になることを示唆している。忘れてはならないのが市民サービスにも影響があり格差があることである。

税制における公平性は、個人の収入に考慮した税収と、受益が地域によって偏らない施策により担保されなくてはならない。税制と財政の両方の視点でとらえ、バランスを欠くことがあってはならない。本稿では川崎市の税収等から構成されている財源を、公平で効率的で効果的に市民サービスに還元することを目指す視点から、世代間負担等のあり方における公平性の確保策について考察する。

税制の役割は3つある。1つは財源調達機能2つに所得再分配機能3つに経済安定化機能である。そのうち税制の議論において、公平性という観点から所得再分配機能は欠かせない役割の1つである。所得再分配機能の議論は「人は生まれながらにして平等」と言いながらも、生まれた時点においては既に遺産や経済的境遇に格差が生じており、社会が保障する範囲としてその格差の拡大を防ぎ、適度に所得や資産の再分配を行うことにある。

税の基本原則を言っているアダム・スミスの租税原則は、公平、明確、便宜、徴税費最小の観点をあげており収入比例的で中立的である。ワグナーは財政政策の充分性と弾力性、普遍性と公平性をあげており累進税的再分配を言っている。どちらの考え方も公平の定義はありながら若干の違いがある。

地方自治体が賦課する地方税は、地方税法で標準税率や制限税率が規定されている。その他に税の徴収を行いたい場合は条例によって超過課税を設定することが可能である。実際に神奈川県は臨時特例企業税を始め22の自治体で実施されており、平成19年度の決算額で317億円の税収がある。自治体独自の財源として地域の特性に応じた課税となっており、課税自主権を有効に行使することが望まれる。

市民税においては均等割りの3000円と所得割の6%の負担となっており、所得再分配機能の役割を担うのが所得割ということになる。所得割は会社で支給された給料や事業を営んで得た収入などの内容によって10種類に分類され、必要経費（給与所得控除）等を引いて所得金額を決めている。ワグナーのいう基本原則の累進的再分配に該当する。

川崎市の財政規模は平成21年度予算で一般会計が5816億円、特別会計で5209億円、企業会計が2147億円で合計は1兆3173億円の規模となっている。一般会計における税源の主な内訳は、市民税が全体の約半分を占めており、残りの半分は国と県の支出と市債（655億円）からなっている。市税は企業収益の減少から法人市民税が減となっており納税者数の増加により、個人市民税が増となっている。固定資産税は評価替えの影響等により増加となっており、社会経済状況の影響を少なからず受けている。

平成 21 年度予算の市債については用地取得等により新川崎地区整備事業債が増となるものの、水江町地区内公共用地の取得完了により有効活用事業債が大幅な減となることから 46 億円の減としている。市債の発行額 655 億円に対して公債費は 791 億円となっており減債基金からの借入れを行わずに収支均衡を図っている。市債残高は減少しており財政の健全化の方向に向かいつつある。これまでの行財政改革の実績を評価することができる。

川崎市公営企業会計のうち下水道事業の繰り出しは、平成 21 年度予算では 993 億円で予算の構成比¹で 7.6%を占めており毎年同程度で推移している。これにより、インフラ整備として世代間の負担の公平性を計画的に確保しているといえる。財政フレームをみると、平成 36 年度から下水道償還額が大幅に減少することから新規大型事業の可能性も見込まれる。

川崎市の下水道事業は、「雨水公費、汚水私費」の独立採算制の原則に従い、下水道使用料と一般会計からの負担により、管理運営がされている。下水道経営は、「川崎市下水道事業中期計計画」に基づき経営の見直しを図っているが、平成 20 年度末の企業債の元利償還金は 4182 億円と依然として高い水準にあり、施設の老朽化に対する管理費の増大などの要因と重なり、更に見直しが必要であり地方公営企業法の全部適用への移行を目指した改革が必要である。

これからの課題はフリーライダーをつくらないことであり、最後まで徴収をあきらめず不納欠損を出さないことが重要である。つまり、フリーライダーの対応を厳しくし、行政側の徴収体制を強化しなくてはならない。全国の自治体の不納欠損額は 2005 年度で 2189 億円にも達しており、財源不足を財政調整基金や市債を通じて行ってきており徴収権を放棄している一方で、借金を重ねている事実は納税者の感情は納得いくものではない。

また、地方分権改革が進み自治体の権利として、課税自主権が付与された。自治体にはそれぞれ違った地域特有の課題があり、解決のための政策誘導型の課税自主権の活用が施策のなかに見られるようになった。川崎市ではこれまでに課税自主権で法定外目的税を導入した事例は 1 例のみである。課税自主権はこれから地域課題の解決や政策の誘導のために導入を検討するべきである。課税対象は地域が限定しているため、税負担を地域で行いサービスをエリアで行うため、公平性の視点みればコンセンサスを得るものである。

¹ 一般会計、特別会計、公営企業会計